

埼玉県林業事業体登録要領

(目的)

第1 この要領は、埼玉県が森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を整備することにより、林業事業体の確保・育成及び適切な補助事業の実施を図り、もって地域林業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において用いる用語について、次の各号のとおり定義する。

- (1)「林業事業体」とは、造林、保育、間伐等の森林の造成及び育成並びに素材の生産に関する業務を行う者をいう。
- (2)「登録事業体」とは、前号の林業事業体のうち、第4第1項の規定に基づき、林業事業体台帳に登録された林業事業体をいう。

(林業事業体台帳への登録申請)

第3 林業事業体台帳への登録を受けようとする林業事業体（以下「登録申請者」という。）は、林業事業体台帳への登録申請書（様式1）に林業事業体情報（様式2）、林業事業体従事者情報（様式3）を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 この要領が定められる以前に埼玉県林業労働力確保支援センター（以下「労確センター」という。）に登録している林業事業体は、第4第1項に基づく知事の登録を受けたものとみなすものとする。

(林業事業体台帳への登録)

第4 知事は、第3の規定により登録の申請があった場合においては、第3第1項に掲げる事項を林業事業体台帳（様式4）に登録するものとする。

- 2 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
 - (2) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいるとき。
 - (3) 登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

3 知事は、第1項の規定により林業事業体台帳に登録したときは、林業事業体台帳への登録通知書（様式5）により登録申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により林業事業体台帳に登録したときは、林業事業体台帳への登録について（様式6）により労確センターに通知するものとする。

5 知事は、第2項の規定により登録しないときは、林業事業体台帳への不登録通知書（様式7）により登録申請者に通知するものとする。

(労確センターの協力と情報の共有)

第5 林業労働力の確保と林業従事者の育成を図るため、労確センターは林業事業体台帳の登録に協力するとともに、台帳に係る情報を埼玉県と共有するものとする。

- 2 労確センターは、情報の修正や更新の必要があると判断した場合は、知事に報告するよう登録事業体に助言するものとする。

3 労確センターが林業事業体台帳に係る調査を実施するときは、登録事業体はその調査に協力するものとする。

4 労確センターは、知事から様式2、様式3の提供を受けたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正な管理を行うものとする。

（変更等の届出）

第6 登録事業体は、様式2の2基本情報に記載した事項に変更が生じたとき又は死亡、消滅若しくは解散したときは、林業事業体台帳の変更届出書（様式8）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、第1項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を林業事業体台帳に登録するものとする。

3 知事は、第2項の規定により林業事業体台帳を変更したときは、林業事業体台帳の変更について（様式9）により労確センターに通知するものとする。

（改善の指導）

第7 知事は、登録事業体が次のいずれかに該当するときは、当該事業体に対し、この要領に基づく適切な取扱いに向けた改善を指導するものとする。

(1) 虚偽の申請であることが明らかになったとき。

(2) 第6第1項に規定する変更の届出を行っていないことが判明したとき。

（登録の抹消）

第8 知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができるものとする。

(1) 第4第2項第1号又は第2号に該当することが判明したとき。

(2) 第6第1項の規定のうち、死亡、消滅又は解散の届出があったとき。

(3) 前号の届出がなく第6第1項の規定による死亡、消滅又は解散のいずれかに該当していることが判明したとき。

(4) 第7各号いずれかに該当し、その改善がみられないとき。

(5) 登録抹消の申請があったとき。

2 知事は、第1項の規定により登録を抹消したときは、林業事業体台帳からの登録抹消通知書（様式10）により登録事業体に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を抹消したときは、林業事業体台帳からの抹消について（様式11）により労確センターに通知するものとする。

附則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

様式1

林業事業体台帳への登録申請書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
名称
代表者役職・氏名
連絡先電話
(担当者名)

林業事業体台帳に登録したいので、埼玉県林業事業体登録要領第3の規定に基づき、別添のとおり様式2（林業事業体情報）及び様式3（林業従事者情報）を添えて申請します。

林業事業者情報

(基本事項)

1 本様式の記載内容は、特に断りがない限り提出日時時点の内容とする。

1 事業主情報

認定事業主		認定年月日	
		認定番号	
建設業法(土木一式)			
建設業法(建築一式)			
廃棄物処理業			
埼玉県森林整備技術研修修了事業体			
さいたま県産木材認証事業体			
意欲と能力のある林業経営体		登録年月日	
育成経営体		登録番号	

(記載要領)

- 1 事業主情報は、免許又は認定を受けている事項について○を記載すること。
- 2 認定事業主には、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号を記載すること。
- 3 「意欲と能力のある林業経営体」とは、森林経営管理法に基づき県から公表された経営体、「育成経営体」とは、「林業経営体の育成について」(29林政経第316号林野庁長官通知)に基づき県から公表された経営体であり、登録された年月日及び登録番号を記載すること。

2 基本情報

(ふりがな)		組織区分	
商号又は名称			
主たる事業所の所在地	〒	-	
(ふりがな)			
代表者氏名			
電話		-	-
FAX		-	-
Eメール		@	
設立年月日			
資本金(出資金)			千円

3 組織に関する情報

(1) 役員数

常勤		人
非常勤		人

(2) 職員数(雇用形態別)

雇用形態	林業現場作業職員	事務系等職員	計
常用 (うち通年)	() 人	() 人	() 人
臨時・季節	人	人	人
その他	人	人	人
合計	人	人	人

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者の数を記載すること。
- 2 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を合わせて記載すること。
- 3 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 4 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。
- 5 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

4 雇用管理

(1) 雇用に関する文書の交付

雇用契約			
雇用管理者の選任			
就業規則			
週40時間労働制			
年次有給休暇制			
雇用安定の措置		備考	

(記載要領)

- 雇用契約書、就業規則は、交付している文書の様子を添付すること。
- 週40時間労働制とは、「労働基準法」第32条の規定に基づく労働時間規定とする。
- 年次有給休暇とは、「労働基準法」第39条の規定に基づく休暇制度とする。
- 雇用安定の措置とは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第8条及び同第9条の規定に基づく措置とし、備考欄にはその内容を記載すること。

(2) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	加入率	備考
労災保険		%	労災保険の保険料率 %
雇用保険		%	事業の種類
健康保険		%	メリット制の適用
厚生年金保険		%	
林業退職金共済等		%	

(記載要領)

- 労災保険被保険者数には、労働者数を記載すること。
- 雇用保険被保険者数には、一般被保険者数を記載すること。
- 林業退職金共済等には、中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 最近5年間の労働災害発生状況

昨年	2年前	3年前	4年前	5年前
件	件	件	件	件

(記載要領)

- 提出日の属する年度を基準に、過去5年間で発生した休業4日以上之死傷労働災害について記載すること。
- 厚生労働省労働基準局長による無災害記録証を保有している場合は添付すること。

5 事業実行体制

(1) 事業実績

区分		事業量		備考
林業	素材生産業	主伐	m ³	
		間伐	m ³	
		計	m ³	
	森林作業道	新設	m	
		改良	m	
	造林・保育業	植付	ha	
		下刈り	ha	

(記載要領)

- 1 事業実績は、提出日の属する年度の前年度の実績を記載すること。ただし、前年度の実績がない場合は、最近5年間の実績のうち直近1年間の実績を実施年度とともに備考欄に記載することとし、最近5年間で実績がない場合は空欄とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。なお、施業が請負による場合は、その内容を備考欄に記載すること。
- 3 素材生産業の事業量は、素材材積換算とすること。

(2) 作業員数・作業班数

	造林・保育業	素材生産			森林作業道	特用林産
		車両系	簡易架線	集材機械		
作業員数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
作業班数	() 班	() 班	() 班	() 班	() 班	

(記載要領)

- 1 作業員数は、常用作業員の他に臨時・季節雇用の作業員等を含み、臨時・季節作業員等については、()書外数で記載すること。
- 2 作業班数は、常用作業員のみで編成可能な作業班数を記載すること。また、臨時・季節雇用の作業員を加えた場合に編成可能な作業班数を()書外数で記載すること。

(3) 労働安全衛生法及び関連法令により定められた主な資格取得者

刈払機 (特別教育に 準じた教育)	伐木等 (特別教育)	伐木等機械 (特別教育)	走行 集材機械 (特別教育)	簡易架線 集材装置 (特別教育)	機械 集材装置 (安全衛生教育)	林業架線 作業主任者 (免許)
() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人

(記載要領)

- 1 労働安全衛生法及び関連法令により定められた主な資格取得者の区分には、次の区分を記載すること。
 - ア 刈払機とは、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育とする。
 - イ 伐木等とは、伐木等の業務に係る特別教育とする。
 - ウ 伐木等機械とは、伐木等機械の運転の業務に係る特別教育とする。
 - エ 走行集材機械とは、走行集材機械の運転に係る特別教育とする。
 - オ 簡易架線集材装置とは、簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育とする。
 - カ 機械集材装置とは、機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育とする。
 - キ 林業架線作業主任者とは、林業架線作業主任者免許とする。

(4) 技術者・技能者数

フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林作業道作設オペレーター	森林施業プランナー	森林経営プランナー	技術士	技能士	林業技士	埼玉県森林整備技術研修修了者	その他		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 技術者・技能者数の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、技能士、林業技士、埼玉県森林整備技術研修修了者、その他の区分を記載すること。
- ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
- イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
- ウ 森林施業プランナー及び森林経営プランナーとは、森林施業プランナー及び森林経営プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者であり、森林施業プランナー協会の認定を受けた者とする。
- エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
- オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
- カ 林業技士とは、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
- キ 埼玉県森林整備技術研修修了者とは、森林整備の施工管理に必要な技術を習得すること目的として埼玉県が実施する研修を修了した者とする。
- ク その他とは、基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇管理の改善に係る資格者を除く。)とする。

(5) 林業機械保有台数

機種	台数	備考
グラブ	(台)	
フェラーハンチャ	(台)	
スキッダ	(台)	
プロセッサ	(台)	
ハーベスタ	(台)	
フォワーダ	(台)	
タワーヤーダ	(台)	
スイングヤーダ	(台)	
フォーク収納型グラブバケット(ザウルス)	(台)	
バックホウ	(台)	
集材機	(台)	
	(台)	
	(台)	
合計	(台)	

(記載要領)

- 1 台数には、提出日の属する年度の前年度末時点の保有台数を記載すること。
- 2 保有台数には、1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。
- 3 備考欄には、各機械の規格(出力)等を記載すること。

(様式3「林業事業体従事者情報」記載要領)

- 1 本様式は、常用の職員について記載すること。ただし、常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- 2 主な業務には、主に従事する業務に○を記載すること。ただし、年間をとおして恒常的に複数の業務を担う場合は、該当する業務すべてに○を記載すること。
- 3 社会・労働保険等への加入状況には、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、林業退職金共済等の区分について、該当部分に○を記載すること。
 - ア 雇用保険には、一般被保険者について記載すること。
 - イ 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 資格等の区分には、次の区分について取得年度・修了年度を記載すること。
 - ア 刈払機とは、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育とする。
 - イ 伐木等とは、伐木等の業務に係る特別教育とする。
 - ウ 伐木等機械とは、伐木等機械の運転の業務に係る特別教育とする。
 - エ 走行集材機械とは、走行集材機械の運転に係る特別教育とする。
 - オ 簡易架線集材装置とは、簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育とする。
 - カ 機械集材装置とは、機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育とする。
 - キ 林業架線作業主任者とは、林業架線作業主任者免許の取得者とする。
 - ク フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
 - ケ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
 - コ 森林施業プランナー及び森林経営プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者であり、森林施業プランナー協会の認定を受けた者とする。
 - サ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
 - シ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
 - ス 林業技術士とは、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
 - セ 埼玉県森林整備技術研修終了者とは、森林整備の施工管理に必要な技術を習得すること目的として埼玉県が実施する研修を修了した者とする。
 - ソ その他とは、基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)とする。
- 5 記載欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。

様式4

林業事業体台帳

登録番号	登録事業体名	代表者名	住所	登録年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

林業事業体情報(様式2)及び林業従事者情報(様式3)を添付する。

様式5

林業事業体台帳への登録通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった林業事業体台帳への登録申請について、
林業事業体台帳に登録しましたので通知します。

様式6

林業事業体台帳への登録について（通知）

番 号
年 月 日

埼玉県林業労働力確保支援センター
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 様

埼玉県知事

下記のとおり林業事業体台帳へ登録しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日

- 2 登録事業体名

- 3 添付書類
 - (1) 林業事業体情報
 - (2) 林業従事者情報

様式7

林業事業体台帳への不登録通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった林業事業体台帳への登録申請について、
下記の理由により、林業事業体台帳には登録しませんので通知します。

記

登録しない理由

様式 8

林業事業体台帳の変更届出書

年 月 日

埼玉県知事 へ

所在地
名称
代表者役職・氏名
連絡先電話
(担当者名)

年 月 日付けで登録された林業事業体台帳について、下記のとおり
変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

様式9

林業事業体台帳の変更について（通知）

番 号
年 月 日

埼玉県林業労働力確保支援センター
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 様

埼玉県知事

下記のとおり林業事業体台帳を変更しましたので通知します。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更した登録事業体名
- 3 変更事項の内容

様式10

林業事業体台帳からの登録抹消通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付で を林業事業体台帳に登録しましたが、下記の理由により、登録を抹消しましたので通知します。

記

抹消の理由

林業事業体台帳からの抹消について（通知）

番 号
年 月 日

埼玉県林業労働力確保支援センター
公益社団法人埼玉県農林公社理事長

様

埼玉県知事

下記のとおり林業事業体台帳から抹消しましたので通知します。

記

- 1 抹消年月日
- 2 抹消した登録事業体名
- 3 抹消の理由